

○弘前大学大学院地域社会研究科学務委員会申合せ

(平成 22 年 3 月 26 日制定)

(設置)

第 1 条 弘前大学大学院地域社会研究科に、弘前大学大学院地域社会研究科学務委員会（以下「委員会」という）を置く。

(任務)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) カリキュラム及び授業計画に関すること。
- (2) 学生の異動（休学，退学），長期履修及び修了等，学生の学籍に関すること。
- (3) 学生の褒賞及び懲戒に関すること。
- (4) その他，学務に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、各講座から選出された教員各 2 名（以下「委員」という。）をもって組織する。

(学務委員長)

第 4 条 委員会に学務委員長（以下「委員長」という。）を置く。

- 2 委員長は、委員の互選によって選出する。
- 3 委員長の任期は 1 年とし、再任はできない。
- 4 委員長は、会議を招集し、その議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 5 条 第 3 条の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

- 2 補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 委員会は、各講座 1 名以上の過半数の出席をもって成立する。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員の代理出席)

第 7 条 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、当該委員の指名した者が委員として代理出席をすることができる。

(委員以外の出席)

第 8 条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聞くことができる。

(庶務)

第 9 条 委員会の庶務は、学務部教務課担当係において処理する。

(その他)

第 10 条 この申合せに定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この申合せは、平成 22 年 3 月 26 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。